

# 千葉県ゆかりの家施設管理規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県教育委員会が所管する保存建物で、活用しようとするもの（以下「文化施設」という。）の管理運営について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の名称及び位置)

第2条 文化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
千葉県ゆかりの家・いなげ	稲毛区稲毛1丁目16番12号

(見学)

第3条 文化施設は、その保存に影響のない範囲内で、次に掲げる日を除き、見学できるものとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）にあたる時は、その翌日）
- (2) 祝 日（5月3日、5月4日及び5月5日を除く。）
- (3) 年未年始
- (4) その他文化施設の管理運営上必要と認める日

2 見学時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

3 見学をしようとする者は、見学票（別記様式）に必要な事項を記載しなければならない。

(見学の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、文化施設の見学をすることができないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 文化施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) その他文化施設の管理運営上必要と認めるとき。

(遵守事項)

第5条 見学者は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (4) その他文化施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第6条 見学者は、文化施設又は資料等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

別記様式

見 学 票	
平成	年 月 日 ( )
午前・午後	時 分 ~ 時 分
大人 男( ) 女( )	人
学生 男( ) 女( )	
中学生以下 男( ) 女( )	
市内 ( )	区 ( )
県内 ( )	市町村 ( )
県外 ( )	都道府県国 ( )